

金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れについて

平成 2 0 年 1 1 月 1 9 日
金 融 庁

金融審議会金融分科会第一部会報告（抄） ～我が国金融・資本市場の競争力強化に向けて～

．取引所の機能の拡充・強化

1．取引所における取扱商品の多様化

（2）金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れ等

諸外国の状況を踏まえると、我が国取引所の経営基盤を強化し、国際競争力の強化を図っていくためには、我が国の取引所についても、取引所間の資本提携を通じたグループ化等によって、株式、債券や金融デリバティブからコモディティ・デリバティブまでのフルラインの品揃えを可能とする制度整備を早急に行っていく必要がある。

この場合、金融商品取引法に商品取引所法を統合していくべきとの意見もあり得る。一方、コモディティ・デリバティブ取引については、引き続き、商品の生産及び流通の円滑化を図るという観点からの規制が必要との指摘もある。このような状況の中で両法を直ちに統合しようとするれば、金融商品取引法の、金融商品及び金融取引に関する横断的な法制としての性格を損なうとの問題が生じると考えられる。

こうした現状を考慮すれば、フルラインの品揃えを可能とするグループ化等に向けた制度整備を早急に行っていくためには、金融商品及び金融取引は金融商品取引法で規制し、コモディティ・デリバティブ取引は商品取引所法の下で規制するという、両法制の枠組みの下で、資本提携等を通じた相互参入等を可能としていくことが喫緊の課題であり、以下の法的措置等を早急に講じることが適当である。

コモディティ・デリバティブ市場の開設業務の位置付け

コモディティ・デリバティブ市場の開設業務は、その公共性や果たすべき機能、リスク管理等の面で、金融商品市場の開設と極めて類似している。また、取引所グループとして、コモディティ・デリバティブを含めた多様な品揃えを可能とすることは、金融商品市場、コモディティ・デリバティブ市場の双方に相乗効果をもたらし得る。

このような点を踏まえると、コモディティ・デリバティブ市場の開設は、金融商品取引所の関連業務として整理することが適当であり、金融商品取引所の子会社等による開設を認めていくことが適当である。

金融商品取引所本体でのコモディティ・デリバティブ市場の開設

金融商品取引所が本体でコモディティ・デリバティブ市場を開設する場合であっても、通常、金融商品市場の運営を適正かつ確実に行うことに支障が生じるおそれは低いと考えられる。したがって、金融商品取引所本体の業務範囲を拡大し、金融商品取引所等の子会社における場合と同様に、内閣総理大臣の認可を受けて、商品取引所法の枠組みの下、コモディティ・デリバティブ市場を開設することも選択肢として用意することが適当である。

なお、金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れを実現するためには、以上のような法的措置等と合わせて、商品取引所法においても、金融商品取引所でのコモディティ・デリバティブ市場の開設や、金融商品取引所等による商品取引所の議決権の取得・保有等について、所要の規定を整備することが必要となる。また、商品取引所が子会社として金融商品取引所を設立・保有する場合における金融商品取引所の議決権の保有制限等の取扱いや、商品取引所本体において金融商品市場を開設する場合の規定の整備についても、合わせて検討を行うことが必要である。このため、関係当局による適切な連携を期待したい。

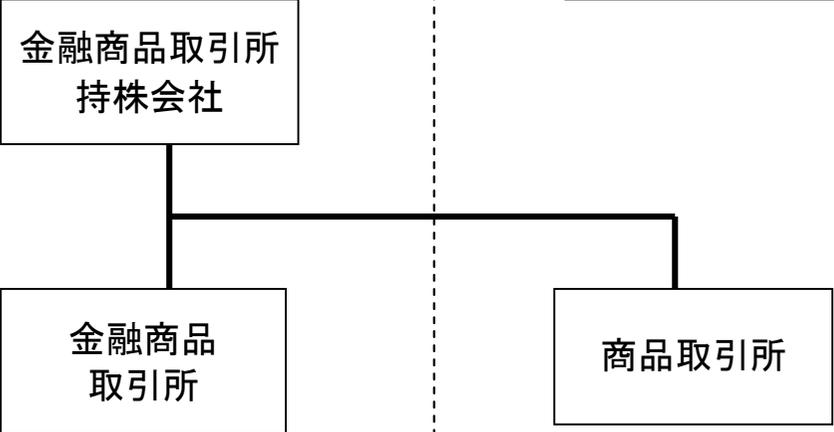
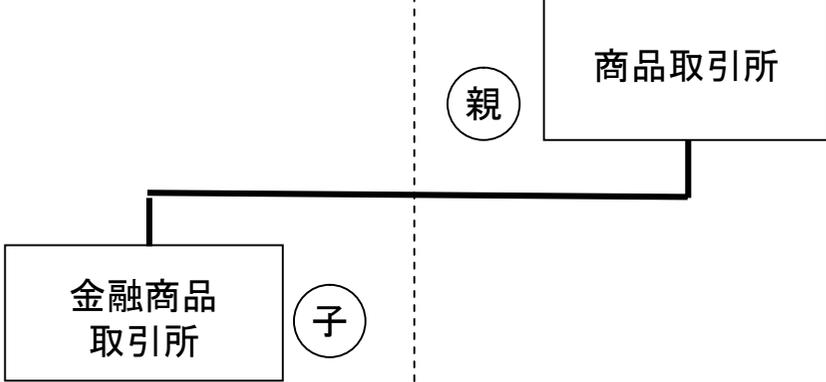
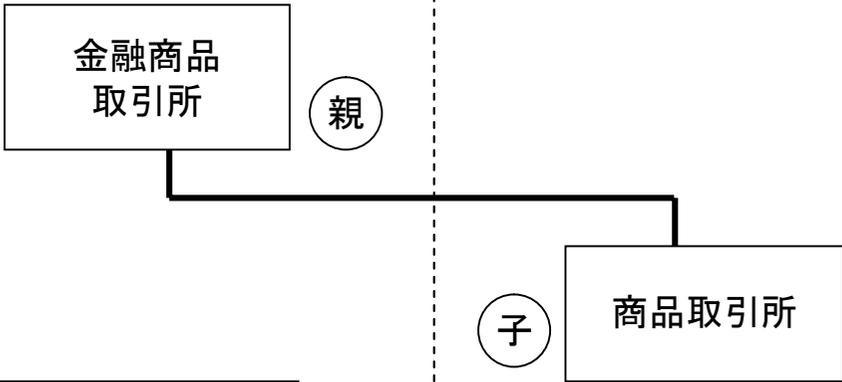
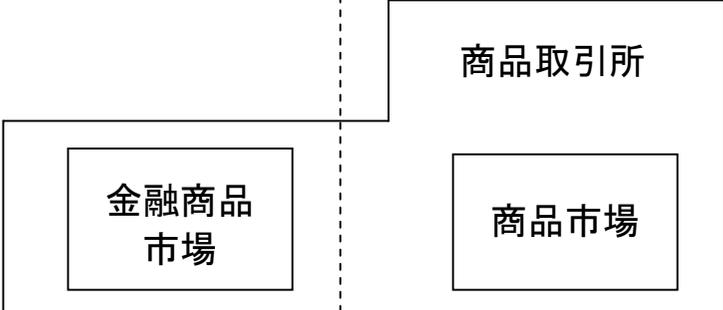
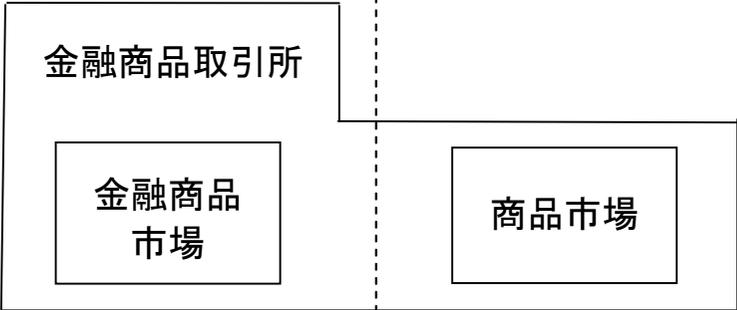
取引所の相互乗入れ

金融商品取引法

商品取引所法

金融商品取引法

商品取引所法



金融・資本市場競争力強化プラン（抄）

1. 多様な資金運用・調達機会の提供

(1) 取引所における取扱商品の多様化

取引所の相互乗入れのための枠組みの整備

我が国取引所の国際競争力を強化する観点から、取引所間の資本提携を通じたグループ化等によって、株式、債券や金融デリバティブに加え、商品デリバティブまでのフルラインの品揃えを可能とするための制度的土台を整備することが必要である。このため、金融商品及び金融取引は金融商品取引法の規制対象とし、商品デリバティブ取引は商品取引所法の規制対象とするという、両法制の枠組みの下で、金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れを可能とするための所要の制度整備について、平成20年中を目途に検討を進め、その後、すみやかな実現を図る。

各取引所の相互協力協定（MOU）の締結状況

- 平成 20 年 1 月 16 日 東京証券取引所グループと東京工業品取引所との間で包括的な相互協力協定を締結
- 平成 20 年 2 月 20 日 大阪証券取引所と東京工業品取引所との間で包括的な相互協力協定を締結
- 平成 20 年 5 月 27 日 大阪証券取引所、関西商品取引所及び中部大阪商品取引所の間で相互協力協定を締結

各国主要取引所におけるETFの上場状況

	ETFの上場数		ETFの主な連動対象
	2007年9月末	2008年9月末	
東証	11	58 ^(注1)	株価指数、REIT指数 商品先物指数 商品現物(金)(08年6月上場)－受益証券発行信託
大証	6	11 ^(注1)	株価指数、為替レート 商品現物(金)(07年8月上場)－リンク債に投資
ニューヨーク証券取引所 (NYSE Group)	214	399	株価指数、債券指数、REIT指数、為替レート 商品先物指数 商品現物(金)
ロンドン証券取引所 (LSE)	129	391	株価指数、債券指数、REIT指数 商品先物指数、商品先物(原油等) 商品現物(金等)
ドイツ証券取引所 (Deutsche Börse)	299	478	株価指数、債券指数、REIT指数 商品先物指数、商品先物(原油等) 商品現物(金等)
ユーロネクスト (Euronext)	284	443	株価指数、債券指数、REIT指数 商品先物指数、商品先物(原油等) 商品現物(金等)
シンガポール取引所 (SGX)	17	19	株価指数、債券指数 商品先物指数 商品現物(金)

(出所) World Federation of Exchanges “Monthly Statistics” 及び各取引所 HP に基づき作成。

(注1) 東証及び大証は08年10月末現在。

(注2) ドイツ証券取引所、ユーロネクストのETFにはETC(Exchange Traded Commodities)を含む。

(注3) シンガポール取引所はグループ会社として商品取引所を保有。

海外主要取引所の取扱商品の状況

国	取 引 所	有価証券	(証券 金融) 先物	商品先物
北欧	ナスダック OMX グループ	OMX		
		ナスダック取引所		
米	CME グループ	シカゴマーカンタイル取引所 (CME)		
		シカゴ商品取引所		
		ニューヨーク証券取引所 (NYSE)		
仏	NYSE・ユーロネクストグループ	ユーロネクスト・パリ		
英		ユーロネクスト・ライフ		
伊	ロンドン証券取引所グループ	ロンドン証券取引所		
		イタリア証券取引所		
独	ドイツ取引所グループ	フランクフルト証券取引所		
		ユーレックス		
		ヨーロッパ・エネルギー取引所		
星	シンガポール取引所グループ	シンガポール証券取引所		
		シンガポールデリバティブ取引所		
		ジョイントアジアンデリバティブ取引所		
韓国	韓国取引所			

(各取引所のホームページにより調査) 7

産業構造審議会商品取引所分科会 第2回（平成20年7月30日）配布資料

今後の検討事項（案）（抄）

[今後の検討事項]

透明かつ公正な商品価格形成機能の強化

本年7月の洞爺湖におけるG8サミットでの議論を踏まえ、また、CFTC（米国商品先物委員会）が不公正取引に対する規制・摘発を強化するなどの諸外国の動向を踏まえると、相場操縦などの不公正取引に対する規制のあり方をどのように考えるべきか。

不公正取引に対する対応等に関して、外国規制当局等との個別情報の交換が必要となる場合があり、それを可能とするような法制上の整備を行うべきではないか。

取引所等における自主規制機能について、市場取引監視委員会設置の義務づけ（平成10年法改正）など一定の措置が講じられているところではあるが、昨今の動向を踏まえた、さらなる体制整備の必要性についてどのように考えるべきか。

委託者トラブルの解消

海外商品先物取引等小委員会の中間とりまとめ（本年6月25日）を踏まえた、今後の海外商品先物取引等に関する参入規制、行為規制などの具体的制度設計のあり方についてどのように考えるべきか。また、現在は特商法による規制を行っている各種取引類型（注）について、海先法等による規制対象とする場合の具体的範囲をどのように考えるべきか。

注 取引の形態としては、先物取引、オプション取引、差金決済現物取引がある。また、仲介業者の関与の形態としては、仲介（取引所又は店頭取引）か否か（店頭取引）に区分される。なお、いわゆる「ロンドン取引」は相対による現物取引である。

国内商品先物取引に係る委託者保護のあり方については、累次の法改正によって行為規制を強化してきたところであるが、昨今の苦情の動向や他法令における関連制度の整備等を踏まえ、今後、さらなる対応を図るべき事項はあるか。

市場参加者の多様化、利便性の向上

いわゆる「プロ・アマ規制」が金商法では平成18年改正において導入されたところであるが、商品先物取引についても、一定のリスク管理能力を有すると考えられる者を相手方とする仲介行為について、一定の行為規制等を緩和することの是非についてどのように考えるべきか。

顧客が資金運用を取引員（兼商品投資顧問業者）に一任し、運用金額に応じた手数料を支払う、いわゆる「ラップ口座」は認められていない。一方で、「ラップ口座」には、取引員の手数料獲得目的の売買の危険が少ないなど、顧客のメリットも大きいのではないかと指摘があるが、その政策的意義や弊害防止の可能性についてどのように考えるべきか。

当業者など市場参加者の多様化を促進する観点からは、従来の商品取引員資格とは別に、取引員から委託を受けて商品先物取引の媒介行為のみを行う「商品仲介業（いわゆる「IB」）」を法定することが有用ではないかと指摘があるが、その政策的意義や弊害防止の可能性について、どのように考えるべきか。

商品取引所の競争力強化

金融庁が作成した「金融・資本市場競争力強化プラン」（平成19年12月21日）においては、取引所の相互乗入れのための枠組みの整備について、「平成20年中を目途に検討を進め、その後、すみやかな実現を図る」こととされているが、資本提携のあり方など具体的な制度設計をどのように行うべきか。また、その際、原油・食料品等の商品の価格が乱高下した場合における国民生活への影響の違いといった「商品」と「金融商品」の特性の異同、さらには、それを踏まえた商品取引所法と金融商品取引法の法目的・体系等の相違を踏まえる必要があるのではないかと。

取引所に係る許認可事項について一層の合理化を図るべき点はあるか。

その他

環境問題など、企業は新たな事業リスクに直面しているが、商品先物市場を利用することによる制度的対応の可能性についてどのように考えるべきか。

取引所外で行われる店頭商品先物取引及び類似する取引（OTC取引）については、取引所との相互補完関係の深化、近年のOTC市場の発達を踏まえ、今後の制度的対応の在り方についてどのように考えるべきか。

その他当業者によるヘッジ目的の利用を促進し、我が国産業のリスク対応能力を強化するためには、どのような方策が考えられるか。

その他